

令和3年2月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年2月12日（金） 開会 午後2時 1分
閉会 午後2時54分

場所 議会運営委員会室

出席委員 須賀敬史委員長

細田善則副委員長、石川忠義副委員長

飯塚俊彦委員、齊藤邦明委員、中屋敦慎一委員、神尾高善委員、小林哲也委員、

小谷野五雄委員、江原久美子委員、井上航委員、山本正乃委員、木村勇夫委員、

安藤友貴委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 田村琢実議長、小久保憲一副議長

欠席委員 木下高志委員 → 代理出席：梅澤佳一議員

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年2月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和3年2月12日(金))

委員長

1 2月定例会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、2月定例県議会に提案させていただく議案について、説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年2月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

2月定例県議会に提案を予定している議案は、予算22件、条例18件、専決処分の承認1件、事件議決9件、基本的な計画の策定等2件の計52件である。

これらの詳細については、この後、企画財政部長から資料に基づいて説明するが、私から概要について説明する。

まず、令和3年度当初予算案である。歳入のうち、県税収入については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、法人二税をはじめ多くの税目で減収が見込まれることから、県税全体でも減収を見込んでいる。また、地方財政対策に基づき、地方交付税については減額を、臨時財政対策債については大幅な増額を計上している。歳出については、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費負担や医療提供体制の強化のほか、市町村介護保険財政支援事業費及び後期高齢者医療対策費などの増加に伴い、扶助費、補助費の増加などを見込んでいる。その結果、財源不足が生じることとなったが、財政調整のための基金を517億円取り崩して調整するなど、厳しい財政状況となっている。令和3年度当初予算案の規模は、一般会計では2兆1,198億4,300万円となり、当初予算案としては初めて2兆円を超え、対前年度伸び率では8.1%の増となったところである。また、特別会計と企業会計を加えた全会計合計では3兆5,026億9,833万9千円、対前年度伸び率では1.5%の増となっている。

次に、国の総合経済対策に対応した補正予算案についてである。補正予算案の内容は、防災・減災、国土強じん化のための5か年加速化対策に係る公共事業の追加や、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している、高校生等がいる世帯に対し給付金を増額支給等するものである。この補正予算案だが、公共事業等については、早期に着手し、令和3年度当初予算と一体的に事業執行することで、県内経済を活性化させることを意図している。また、給付金の支給等については、事業の性質上、早期の事業執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の配慮をお願いするものである。

条例については、新規条例が2件、一部改正条例が15件、廃止条例が1件である。主なものとしては、新型コロナウイルス感染症への対応や児童虐待防止対策の強化を図るため、知事部局の定数を直近10年間で最大となる119人を増加させる「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、知事の期末手当を支給しない特例を定める「知事の期末手当の特例に関する条例」などがある。

専決処分の承認については、「埼玉県感染防止対策協力金」の支給について、国の緊急事態宣言の延長に伴い緊急に措置する必要が生じたため、去る2月5日に「令和2年度埼玉県一般会計補正予算(第13号)」を専決処分したことについて承認を求めるものである。

このほか、事件議決として、審査請求に関し諮問をするものや、基本的な計画の策定等として「埼玉県文化芸術振興計画の策定について」などがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、どうぞよろしくお願いする。

企画財政部長

それでは、委員長のお許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により説明させていただきます。

お手元の資料1「埼玉県議会令和3年2月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から4ページの21番までの「予算」は、後ほど資料3により説明させていただきます。22番から7ページの39番までの「条例」は、後ほど資料2により説明させていただきます。7ページの40番から8ページの48番までは「事件議決」である。まず、40番の「包括外部監査契約の締結について」は、令和3年度の包括外部監査契約を公認会計士の中澤仁之氏と締結することについて、議会の議決を求めるものである。41番の「指定管理者の指定について」は、埼玉県平和資料館の指定管理者を指定するものである。別にお配りしている「指定管理者指定議案一覧」に指定管理者の名称や指定の期間などを記載しているので、後ほど御覧願う。42番の「審査請求に関する諮問について」は、埼玉県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、地方自治法第206条第1項の規定に基づく審査請求があり、同条第2項の規定により諮問するものである。8ページの43番と44番は、県が行う土地改良事業などに要する経費のうち、関係市町の負担額について、議会の議決を求めるものである。45番の「埼玉県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について」は、狭山環状有料道路が令和3年7月28日から無料化されることに伴い、定款の変更について県と公社が共同して国土交通大臣に認可の申請を行うに当たり、議会の議決を求めるものである。46番の「埼玉県道路公社の基本財産の額の増加に係る定款の変更の同意について」は、公社から三郷流山橋有料道路事業への出資による基本財産の額の増加に係る定款の変更について同意を求められたので、議会の議決を求めるものである。47番は、県が行う急傾斜地崩壊対策事業に要する経費のうち、関係市町村の負担額について、議会の議決を求めるものである。48番の「古利根川流域下水道の設置等に要する経費の関係2市の負担額について」は、下水道法の規定に基づき、加須市と久喜市の負担率を変更することについて、議会の議決を求めるものである。9ページの49番及び50番は「基本的な計画の策定等」で、「埼玉県文化芸術振興計画」及び「埼玉県農林水産業振興基本計画」の策定について、議会の議決を求めるものである。51番は国の総合経済対策に対応した令和2年度2月補正予算である。後ほど、資料4により説明させていただきます。52番の「専決処分の承認を求めることについて」は、先ほど副知事が説明した「埼玉県感染防止対策協力金」の支給に係る「埼玉県一般会計補正予算（第13号）」の専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、承認を求めるものである。

続いて、条例案を説明させていただきます。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じます。1番の「埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」は、建築基準法等の一部改正等に伴い、新たな手数料の額を定めるとともに、食品衛生法等の一部改正に伴い、手数料の額を改定等するものである。2ページの2番「埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症への対応や児童虐待防止対策を強化するため、知事部局職員の定数を改定するものである。3番の「知事の期末手当の特例に関する条例」は、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、知事の期末手当を支給しない特例を定めるものである。4番の「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例」は、特定非営利活動促進法の一部改正を踏まえ、

指定特定非営利活動法人に関する書類について、個人の住所に係る記載を閲覧の対象から除外等するものである。3ページの5番「埼玉県立障害者歯科診療所条例の一部を改正する条例」は、現在の埼玉県立皆光園障害者歯科診療所を近隣県有地に建て替えたことに伴い、その位置を変更するものである。6番の「埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正に伴い、軽費老人ホーム等の運営に関する基準を改定等するものである。4ページの7番「介護保険法施行条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正に伴い、指定居宅サービス等に係る人員、設備及び運営に関する基準を改定等するものである。5ページの8番「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正に伴い、指定障害福祉サービス等に係る運営に関する基準を改定等するものである。6ページの9番「児童福祉法施行条例の一部を改正する条例」は、厚生労働省令の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準を改定等するものである。10番の「埼玉県衛生試験等手数料条例の一部を改正する条例」は、国の水質基準の変更を踏まえ、水質試験の項目を追加するものである。7ページの11番「地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計条例」は、埼玉県立病院機構の設立に伴い、同法人が行う事業用施設等の整備に要する資金の貸付け等を行うため、新たに特別会計を設置するものである。12番の「食品衛生に関する条例を廃止する条例」は、食品衛生法等の一部改正に伴い、営業許可業種が法で規定されたことから本条例を廃止するものである。8ページの13番「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法等の一部改正に伴い、食品営業者が公衆衛生上遵守すべき営業施設の基準を改定等するものである。14番の「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例」は、食品衛生法等の一部改正に伴い、規定の整備をするとともに、ふぐ取扱施設認定申請手数料の額を改定するものである。9ページの15番「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特別特定建築物に関する規定の整備を行うものである。16番の「埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例」は、情報通信技術を活用した学校教育の推進等のため、教育委員会事務局職員の定数を改定するものである。10ページの17番「埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更により、学校職員の定数を改定するものである。18番の「埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正を踏まえ、規定の整備を行うものである。条例については、以上である。

続いて、当初予算関係を説明させていただく。資料3「令和3年度埼玉県当初予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1ページ中ほどの「予算規模」にあるとおり、一般会計の総額は2兆1,198億4,300万円、前年度比8.1%の増となっている。また、全会計の合計では3兆5,026億9,833万9千円、前年度比1.5%の増となっている。

2ページの「I 令和3年度当初予算案のポイント」の「主要施策の構成」についてである。令和3年度当初予算は「安心・安全の強化」「DXの推進と県経済の回復・成長」「持続可能で豊かな未来への投資」の3つの柱に最優先で取り組むとともに、5か年計画に基づく各施策の推進に向け、限られた財源を重点的に配分した。3ページの「県税収入」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、法人二税をはじめ、多くの税目で減収となることから、対前年度204億円(2.6%)の減となる7,551億円を計上している。次に、「公共事業費」については、近年激甚化・頻発化する自然災害から人命・財産を守るため、令和3年度当初予算では982億円を計上し、令和2年度2月補正予算と合わせた13か月予算

としては1,396億円となり、過去10年間で最大の事業費となっている。次に、「県債残高」については対前年度711億円（1.8%）の増となる3兆9,363億円となっている。これは、国の地方財政対策により、臨時財政対策債が対前年度1,010億円（97.1%）と大幅に増加したことが大きな要因となっている。

4ページの「Ⅱ 令和3年度当初予算編成の概要」である。4ページ及び5ページは、「歳入の状況」についてである。5ページの（2）地方交付税については、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税として、対前年度990億円（30.7%）の増となる4,217億円を計上している。（4）基金の活用については、財政調整のための基金を対前年度80億円の増となる517億円を取り崩すことにより、歳入と歳出の均衡を図ったところである。6ページの「歳出の状況」についてである。（4）補助費については、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の強化や、市町村介護保険財政支援事業費及び後期高齢者医療対策費などが引き続き増加することなどにより、対前年度938億円（31.1%）の増となっている。

7ページの「Ⅲ 主要施策の概要」について説明する。まず、「令和3年度重点施策」に係る主な事業である。一つ目の柱、「安心・安全の強化」のうち「（1）感染拡大防止と医療提供体制の強化」についてである。一つ目の圖、「新型コロナウイルス感染症対策」については、医療機関向けの助成拡充などによる医療提供体制の強化をはじめ、検査体制・軽症者等療養体制の確保、ワクチン接種体制の整備などに取り組んでまいる。併せて、三つ目の圖、「感染拡大防止対策」については、SNSやテレビ・ラジオ等による特別広報を実施するほか、介護施設や飲食店等が取り組む感染防止対策を支援してまいる。8ページの「（2）危機や災害に強い埼玉の構築」についてである。一つ目の口、「激甚化する降雨への対応」については、国と連動して県土の強じん化に資する流域治水対策を進めるとともに、避難に役立つ情報の積極的な配信など整備水準を超える洪水等への対応を進めてまいる。9ページの一つ目の圖、「災害に備えた医療体制の強化」については、災害拠点病院と連携し、新たに災害時連携病院を整備し、災害時の患者受入体制の円滑化を進めてまいる。10ページの「（3）県民の暮らしを守る」についてである。三つ目の口、「児童虐待防止対策の強化」については、熊谷児童相談所・一時保護所の一体整備を進めてまいる。また、県設置8番目の児童相談所・一時保護所の新設や中央・南・草加の三つの児童相談所の増改築に向けた設計を開始する。さらに、施設整備に加えて、SNSを活用した相談窓口を開設するなど相談対応の充実も図ってまいる。

12ページの一つ目の柱、「DXの推進と県経済の回復・成長」のうち「（1）デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進」についてである。一つ目の圖、「手続のオンライン化の推進」については、一度入力した情報の再入力を不要とするため、新たなシステムの整備を進めてまいる。二つ目の口、「自動車税等の納税キャッシュレス化の推進」については、スマートフォンを活用した納税方法を導入し、利便性向上を推進してまいる。13ページの「デジタル化によるビジネスモデルの転換支援」については、商工会議所連合会及び商工会連合会に新たにDX推進員を設置し、経営支援の体制強化を図るとともに、デジタル化導入先進事例の発信などを行ってまいる。14ページの「（2）埼玉の稼げる力の向上」についてである。一つ目の口、「中小企業の事業継続等に対する支援」については、制度融資枠を6,500億円に拡充するとともに、セーフティネット系資金の融資要件を緩和し、中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化を支援する。15ページの「農林業の生産基盤・販売力の強化」のうち、四つ目の圖、「持続可能な農業の確立」は、新たに県産米の取扱店拡大に向けた取組を進めるとともに、オンラインで花きや狭山茶の販売を促進する。16ページの「（3）魅力ある埼玉の発信」についてである。一つ目の口、「観光の振興」のうち、一つ目の事業、「渋沢栄一翁など埼玉三偉人のPR・誘客」は、渋沢翁が主人公の大河ドラマ放送を好機と捉え、渋沢翁をはじめとした埼玉三偉人ゆかりの地への誘客に取り組む。三つ目の口、「埼玉150周年記念事業の実施」につ

いては、記念式典やイベントを開催するとともに、県民参加型の広報などにより埼玉の魅力を県内外へ発信する様々な取組を展開してまいる。17ページの一つ目の口、「東京2020オリンピック・パラリンピックの開催」については、大会期間中イベントや聖火リレーの実施に加え、ホストタウンや事前キャンプ地での感染症対策を新たに実施する。

18ページの三つ目の柱、「持続可能で豊かな未来への投資」のうち「(1) 埼玉版SDGsの推進」についてである。埼玉版SDGsの推進のため、官民連携プラットフォームの運営やパートナー登録制度の推進を図るとともに、新たにアプリを構築し、広く県民に参加を呼び掛けてまいる。19ページの一つ目の口、「魅力的な水辺空間の保全・創出」のうち、一つ目の圖、「Next川の再生の推進」は、新たに企画段階から民間のアイデアやノウハウを活用した水辺空間の利活用を促進する。20ページの一つ目の口、「生物多様性の保全と次世代に引き継ぐ自然の恵みの確保」のうち、一つ目の圖、「動物園におけるSDGsの推進」は、こども動物自然公園において谷戸環境を再生し絶滅危惧種の保全等を図ってまいる。22ページの一つ目の口、「体験活動等の提供による子供の生きる力の育成」のうち、三つ目の圖、「子ども食堂による子供のEQの向上」は、子ども食堂における体験活動や学習支援を推進する。23ページの「(2) 誰もが活躍できる社会の実現」についてである。一つ目の口、「『共生社会プロジェクト』の推進」のうち、一つ目の事業、「働き方改革の推進」は、企業へのアドバイザー派遣やセミナー開催などを通じて男女が共に働きやすい環境を整えてまいる。二つ目の口、「『世界のSAITAMAプロジェクト』の推進」のうち、一つ目の事業、「子供や若者の国際交流支援」は、新たにオンラインと現地訪問を組み合わせた国際交流などを実施する。24ページの「(3) 未来を見据えた基盤づくり」についてである。一つ目の口、「『埼玉版スーパー・シティプロジェクト』の推進」については、地域の特性を生かし、コンパクト、スマート、レジリエントの三つの要素でまちづくりに取り組む市町村を支援する。また、新たに既存工業団地に対して環境負荷低減などに資するエネルギー活用の可能性を調査する。二つ目の口、「『あと数マイルプロジェクト』の推進」については、令和2年度中に取りまとめる取組の方向性を踏まえ、鉄道の延伸に向けた調査等を進めるとともに、直轄事業と連携した骨太の道づくりなどに取り組んでまいる。三つ目の圖、「県立高校の再編整備」については、令和5年度に開校予定の児玉新校（仮称）と飯能新校（仮称）に係る改修等の設計を実施する。25ページの一つ目の口、「特別支援学校の整備」については、県東部地域特別支援学校（仮称）等の整備を進めるとともに、新たに令和5年度開校に向けた高校内分校3校の整備等を行う。

26ページからは、5か年計画に基づく各施策の推進について、六つの分野ごとに主要な事業を説明させていただく。

まず、一つ目の分野「未来への希望を実現する」のうち、「子供を安心して生み育てる希望をかなえる」についてである。27ページ一番下の口、「保育士の確保・定着の促進」については、新たに潜在保育士名簿への登録制度を創設し、潜在保育士を対象とした最新の保育事情を学ぶ復職支援プログラム等を実施する。29ページの「誰もが健康で安心して暮らせる社会をつくる」についてである。30ページの一つ目の口、「地域包括ケアシステムの構築」については、ケアラー・ヤングケアラーへの支援として、新たに「ケアラー月間」を創設し、ケアラー支援に関する普及啓発等を実施する。

31ページの一つ目の分野「生活の安心を高める」のうち「医療の安心を提供する」についてである。「地域の医療体制の充実」のうち、二つ目の圖、「サステナブルな病院等の経営支援」は、病院職員を対象にDPCデータ等の分析手法等を学ぶ研修会を開催するなど、コロナ後を見据えた病院経営の支援を行ってまいる。33ページの「暮らしの安心・安全を確保する」についてである。上から二つ目の口、「警察の活動基盤の強化」のうち、一つ目の圖、「警察業務の効率化による警察力の強化」は、捜査管理システムの構築などによる業務効率化で、警察

官約40人分の増員効果を実現し、県民の要望や犯罪情勢に即した体制を確保してまいる。36ページの「危機や災害に備える」についてである。一つ目の口、「危機や災害に強い体制づくり」のうち、一つ目の事業「危機管理防災体制の強化」は、多様化しつつある危機や災害に対処するための具体的なシナリオの充実を図るとともに、図上訓練などにより関係機関との連携を強化してまいる。37ページの一つ目の圖、「家畜伝染病の防疫体制の強化」については、家畜伝染病発生時に必要な情報を一元管理する家畜衛生情報共有システムを構築するとともに、新たな家畜保健衛生所の設置に向けた調査・設計等を行う。

38ページの三つ目の分野「人財の活躍を支える」のうち「一人一人が人財として輝ける子供を育てる」についてである。一つ目の口、「児童生徒の確かな学力の育成」のうち二つ目の事業、「県独自の学力・学習状況調査の実施及び調査結果の活用」は、学力・学習状況調査を引き続き実施するとともに、小・中学校に整備されるタブレット等を活用したCBT調査を試行する。41ページの「多彩な人財が活躍できる社会をつくる」についてである。三つ目の口、「若者人材の県内企業への就職支援」については、新たに合同企業面接会などを開催し、県内大学生と県内企業のマッチング等を支援する。

44ページの四つ目の分野「成長の活力をつくる」のうち「埼玉の成長を生み出す産業を振興する」についてである。三つ目の口、「県内経済を支える中小企業の支援」のうち、45ページの圖、「地場産業のチャレンジ支援」は、産地組合等によるウィズコロナ時代に対応した新たな事業展開等を支援する。47ページの「埼玉の農林業の成長産業化を支援する」についてである。二つ目の口「埼玉農業の競争力強化」のうち、二つ目の圖、「生産基盤の強化」は、米から野菜などへの作付け転換による農業の高収益化を図るため、水田の排水改良を中心としたほ場を整備し、野菜導入の効果を実証する。48ページの「埼玉の活力を高める社会基盤をつくる」についてである。四つ目の口、「地域公共交通の活性化」については、新たに秩父鉄道によるICカード乗車券システムの導入を支援し、観光と連動した地域公共交通の需要回復・利用促進を図ってまいる。

49ページの五つ目の分野「豊かな環境をつくる」のうち「持続的発展が可能な社会をつくる」についてである。50ページが一番下の口、「循環型社会づくりの推進」については、出口戦略を見据えたプラスチックの循環モデルの構築に向けコンソーシアムを結成するとともに、市町村や事業者と連携した効率的な回収方法を検証する。51ページの「豊かな自然と共生する社会をつくる」についてである。一つ目の口、「みどりの保全・創出」のうち、一つ目の圖、「地域間連携による森林整備の支援」は、山側の森林整備や都市部での木材利用を促進するための「マッチングサポートセンター（仮称）」を設置する。

52ページの六つ目の分野「魅力と誇りを高める」のうち「県民が誇れる埼玉の魅力をも高める」についてである。54ページの下から二つ目の口、「県営公園の整備」については、大宮スーパー・ボールパーク構想の調査・検討を引き続き進めてまいる。56ページの「支え合いで魅力ある地域社会をつくる」についてである。57ページの一つ目の口、「LGBTQ等性の多様性の理解促進とアライの見える化」については、県や市町村の相談対応能力の向上やLGBTQを理解し支援したいと思う人、いわゆる「アライ」の見える化等を進めてまいる。

58ページについては、「財政健全化に向けた取組」についてまとめたものである。

59ページ以降は、一般会計と特別会計、企業会計の計数表である。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

資料3については、以上である。

続いて、令和2年度補正予算案を説明させていただく。資料4「令和2年度2月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。補正予算案の内容は、防災・減災、国土強じん化のための5か年加速化対策に係る公共事業の追加や、新型コロナウイルス感染症の影響により生活

が困窮している、高校生等がいる世帯に対し給付金を増額支給等するものである。補正予算の規模は、一般会計で444億2,360万6千円となっている。

それでは、「3 主な内容」について説明する。まず、一つ目の○、「公共事業の追加」については、道路・街路事業や河川事業をはじめとした公共事業について、緊急性の高い箇所を中心に事業を実施する。二つ目の○、「その他」のうち、「高校生等への奨学のための給付金の支給」については、生活困窮世帯の高校生等の教科書費などの負担を軽減するため、給付金を増額支給するものである。「不妊治療費助成事業の拡充」については、所得制限の撤廃や助成回数拡大など国の制度改革に伴い、令和3年1月から3月分に係る経費を増額するものである。三つ目の○、「繰越明許費の設定」については、今年度中に事業が完了しない見込みのものについて、「繰越明許費の設定」をお願いするものである。四つ目の○、「債務負担行為の設定」については、いわゆるゼロ債務負担行為を設定し、街路改良事業を前倒して実施するものである。

続いて、「4 主な財源」を御覧願う。今回の補正予算に要する財源については、主に県債や国庫支出金、諸収入といった特定財源を中心に対応している。

資料5は、一般会計補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

なお、この補正予算案については、先ほど副知事からも説明したとおり、公共事業等は、早期に着手し、令和3年度当初予算と一体的に事業執行することで、県内経済の活性化につながるものである。また、奨学のための給付金の支給等については、事業の性質上、早期の執行が必要なことから、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いする。

以上が、2月定例会に提案を予定している議案等の概要である。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、2月定例会で審議する請願の締切は、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 2月定例会の会期予定等についての(1)代表質問のA 質問者数、質問日数及び質問順位についてである。

まず、質問者数についてだが、令和2年2月定例会の議会運営委員会において、今任期中は、議案を提出できる会派、議員定数の12分の1、8名以上の会派の代表者が代表質問を行うことと決定されているので、自民、県民、民主フォーラム、公明の各1名とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質問日数についてだが、2日間とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、質問順位についてだが、代表質問初日に自民、県民の順に、代表質問2日目に民主フォーラム、公明の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 質問時間についてだが、45分とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、ウ 答弁者についてだが、先例どおり、原則として知事、副知事、会計管理者、公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者、教育長、警察本部長及び行政委員会の長とすることでよいか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)一般質問についてのア 質問者数及び質問日数についてだが、1日3人で3日間、計9人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、イ 会派別日別質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民5名、県民2名、民主フォーラム1名、公明1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、県民1名、民主フォーラム1名。2日目、自民2名、公明1名。3日目、自民2名、県民1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 代表質問及び一般質問者氏名並びに質問日の報告期限についてだが、開会日前日の2月18日(木)の正午までとするので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 予算説明会についてだが、お手元の資料2のとおり実施することによいか。

< 了 承 >

委員長

なお、この説明会の開催については、本日付けで各議員に通知するので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(6) 発言通告書の提出期限についてだが、去る12月18日の議会運営委員会で御決定いただいたとおり、2月定例会からは一問一答式の質疑・質問を行えるようになる。

そこで、発言通告書の提出期限については、さきに変更した先例のとおり、代表質問を含め一括質問・一括答弁式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の2日前の正午まで、一問一答式で行われる質疑・質問については、休日を除き、発言の3日前の正午までとなる。

したがって、代表質問初日の2月26日(金)に係るものについては2月24日(水)の正午まで、また、一般質問初日の3月2日(火)に係るものについては、一問一答式の場合は2月25日(木)の正午まで、一括質問・一括答弁式の場合は2月26日(金)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、2月定例会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

去る1月8日に緊急事態宣言が発出されたものの、状況の改善が見込めず、3月7日まで延長される事態となっている。

こうした現下の状況に鑑み、お手元の資料3のとおり委員長案を作成したので、御確認願う。

< 確 認 >

委員長

主な点を説明する。

まず、去る6月定例会でも実施したが、2月定例会会期中の本会議においては、感染リスクを軽減するため、おおむね3分の1の議員に第4委員会室に移っていただき、そちらで審議に御参加いただくことを考えている。

併せて、執行部にも必要最小限の出席者とするよう要請することを考えている。

また、2月定例会では、一問一答式の一般質問が行われることが想定される。この際に使用される質問者席についても、演壇等と同様、マスクの着脱を可能とするため、両脇の議席との間にアクリル板を設置する。

なお、前方は十分に距離が保てることからアクリル板の設置はしないが、念のため、一問一答式の質疑・質問が行われる際には、速記者席を演壇前から事務局後方に移動する。

私としては、案のとおり2月定例会会期中の対応を申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、ただ今、御決定いただいた申合せの「2 本会議における対応」の(1)議員の出席について、委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

資料のとおり、議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長を除き、全議員をAからCに区分した。

本会議が開かれるたび、Aの議員から順に第4委員会室に移っていただき、休憩または散会ごとにB、Cと交代していく案である。

なお、第4委員会室で審議を行う議員についても、本会議に出席したものとみなすこととする。

議員の出席制限の例外として、採決等を行う際は、全議員が議場の議席で審議することを考えている。

また、質疑・質問や委員長報告など、登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、議場の議席に御着席いただく。

その他、定めのない事項については、議長が判断することとする。

この案のとおり、取り決めたいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、案のとおり決定した。

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

なお、ただ今御決定いただいた対応については、特別な事情が生じた場合には、改めて、議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしくをお願いする。

委員長

5 令和3年度の特別委員会（予算及び決算を除く。）についてだが、今年度の特別委員会の名称、委員定数及び付託事件について記載した資料4をお手元に配布しておいた。

このことについて、各会派で御検討いただき、今後の議会運営委員会で御協議いただきたいと存じるので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

6 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料5及び資料6に基づき、政策調査課長に説させる。

政策調査課長

お手元の資料5「本会議のテレビ中継予定（案）」を御覧願う。

これまでと同様、2月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日前日の委員長報告は生中継で、代表質問、一般質問については1日分を1時間、予算特別委員会の総括質疑については1日分を2時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。なお、予算特別委員会については、会派別質疑時間に応じて、会派別の放送時間を割り振らせていただきたいと存じる。

編集に当たっては、質問をされた議員の方々に、放送する質問項目を選んでいただく。代表質問及び一般質問の様子は、御覧の表のとおり質問からおおむね8日後の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。また、予算特別委員会の様子は総括質疑の5日後の24日の夜7時から9時の時間帯に放送したいと考えている。なお、一般質問において一問一答式を選ばれた場合は、議場斜め前から質問者を撮影する。

続いて、お手元の資料6「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議、さらに予算特別委員会の審議風景等をテレビカメラにより収録させていただき、「2月定例会ダイジェスト」として、4月4日（日）と11日（日）に分けて放送したいと考えている。

どうぞ、よろしくをお願いする。

委員長

7 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和3年度の策定等予定計画一覧表についてだが、お手元の資料7のとおり知事から議長宛てに提出されたので、確認願う。

< 確 認 >

委員長

8 予算特別委員会へのICT機器の持込みについてだが、お手元の資料8を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

今年度の予算特別委員会においても、昨年度に引き続き、ICT機器の持込みを実施してはどうかと考えている。その際は、「ICT機器は、委員会審査の補助のために使用する。持込み可能なICT機器は、各議員に貸与されているシンクライアント端末に限定する。シンクライアント端末のスピーカーを消音モードにするなど、審査の妨げとならないよう配慮する。」という条件を付した上で、認めることとしたいと存じるが、いかがか。

< 了 承 >

委員長

それでは、予算特別委員長には私から申し伝えておく。

委員長

9 その他の次回議会運営委員会の確認の前に、先ほどの執行部の説明の中で、急施を要する旨の要請があった「令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第14号）」の議案の取扱い等については、今後の議会運営委員会において御協議いただきたいと存じるので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

また、「審査請求に関する諮問について」の議案についてだが、地方自治法第206条第3項により、議会は諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないこととされている。

そこで、当該議案の取扱い等についても、今後の議会運営委員会において御協議いただきたいと存じるので、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、2月定例会開会日・2月19日（金）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >